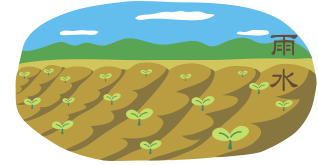


GAP 普及ニュース



『GAP 導入シンポジウム』に期待する

3月9日-10日の両日、茨城県つくば市で「GAP 導入シンポジウム」が開催されます。このシンポジウムでは、「農産物の安全性確保」と「持続的農業の確立」のために日本の農業は今後どうすべきなのかについて議論し、日本に相応しい GAP の方向性を探ることにしています。

GAP (Good Agricultural Practices) は、「良い農業の実施」の意味です。「良い農業」(GAP : グッドアグリ) の実践者であるためには、「悪い農業」(BAP : バッドアグリ) を行わないようにすることが必要です。

GAP 普及センターの指導では、農産物の産地や生産者の方々に「あなたの農業は GAP ですか？ どこかに GAP とは言えない (BAP な、バッドアグリな) 点はありませんか？」と尋ねています。もしも、経営管理や作業手続きに良くない点があれば、その BAP な課題を改善するように勧めるのが私達の仕事です。

また、GAP の認証審査は、「GAP チェックリスト」を物差しにして、その農場の実態が「良い農業」の実施か「悪い農業」の実施かを判定する制度です。GAP であると判定されれば、その生産者は、認証を求める人の期待に応えることが出来るということになります。従って、GAP の「チェックリスト」は、それを求める側の立場によって自ずと内容が異なることとなります。

GAP の「チェックリスト」として記述される GAP 規準は、社会的に認知された共通の「良い農業」の規範に沿っています。ちなみに、ヨーロッパの小売業団体が作り、事実上の世界標準と言われている GLOBALGAP (旧 EUREPGAP) のチェックリストをみると、食品安全のために注意すべきことの他に、EU の農業共通政策で生産者が求められている環境保全のために注意すべきことなどがたくさん見受けられます。つまり、EU の法令や EU に加盟する各国の国民が期待する農業の形が「良い農業」(GAP) の規範として規定されており、それらが GAP 規準に取り込まれているのです。

では、日本の農業に期待される「良い農業」とはどのようなものなのかを考えてみる必要があります。第二次大戦後、国の復興に向けて食糧の増産が図られ、1961年には農業基本法が制定され、この政策による農業の近代化が功を奏して、水稻を中心とする日本の農業は飛躍的に生産を伸ばしました。その結果、わずか10年後の1970年には水稻生産を減反に転換せざるを得なくなりました。同じ頃、野菜や果物も耕作面積の増加と生産性の向上により過剰生産になり、生産者は産地間で農産物の品質を競う(産地間競争)時代になりました。その意味で、1960年代に求められた(良い農業)は、「量を取る農業」でしたが、1970年代に期待された(良い農業)は、「質を確保する農業」へと変わり、それまで

の「量のみを取る農業」は「悪い農業」になったのです。

1980年になると、世界では地球温暖化への警告がなされ、日本でも緑資源の維持など環境保全の論議が起きました。農業由来の環境汚染への対策、特に農薬と化学肥料の削減が叫ばれ、減農薬・減化学肥料の農産物が求められるようになりました。美味しさという「質を求める農業」も、安全性を犠牲すれば「悪い農業」ということになりました。

1990年代に入ると環境基本法などが制定され、農林水産省は1992年に環境保全型農業対策室を設置して環境対策に乗り出しました。その後、水質汚濁防止法や大気汚染防止法の改正、地下水の水質汚濁に係る環境基準の制定、地力増進基本指針の改正などが行われ、農業環境3法（持続農業法、家畜排泄物法、肥料取締法）が整備されました。有機農産物・特別栽培農産物表示ガイドラインへの取組みも1990年代のことです。ここに至って、「安全性を確保する農業」は、消費者が求める「良い農業」として国民的合意を得たと言えるでしょう。

2000年になると「食料・農業・農村基本計画」がスタートし、「良い農業」の内容がまた一段と変化することになりました。ダイオキシン問題、BSE問題、無登録農薬問題などの食品安全を揺るがす事件が頻発し、2003年には内閣府に食品安全委員会が設置され、国を挙げての食品安全の政策展開になってきました。農薬取締法の改正や食品衛生法の改正などは農業生産活動に直結する問題であり、生産者は「環境負荷の低減努力」だけでなく、コンプライアンスと科学的なリスク管理が「良い農業」に加わり、その実施が求められるようになりました。

こうして、期待される「良い農業」は、10年経過する毎に新たに期待される「良い農業」が変り、元の農業モデルは「悪い農業」になりかねないのです。2010年以降の「良い農業」(GAP)を予測すれば、生物多様性の助長など地球環境の保全ということになるでしょう。農業は、地球環境に対する第一の破壊者であり、自然相手ではあるが自然そのものではなく、農業的自然を形成して農産物を生産してきました。しかし、自然の循環機能そのものを保全しなければ農業的自然も存続しえません。従って、農業は農業活動を通して自然循環機能を保全するという積極的な環境保全活動を行っていくことが必要といわれています。今や、そういう農業が期待される「良い農業」(GAP)になりつつあります。

農業生産者は、消費者の求めに応じた安全な農産物を作り、農業が持続できる生産システムを確立する「良い農業」(GAP)に取り組むことが期待されています。しかし、厳しい経営環境の中で、リスク管理や環境保全にかかるコストを商品価格に転嫁できないのが実状です。流通業や小売業から要求されるGAP規準は、GAP農場が少ない内は農産物の付加価値として消費者が負担してくれる可能性があります。農業本来の国土・環境の保全機能を果たし食料を安定供給する「良い農業」(GAP)をどのように推進するのか、専門的な研究と十分な議論が必要です。

本シンポジウムでは、GAPの意味について、EUの農業政策とEUの農産物流通に学び、日本に相応しいGAPの実践の方向性を探ります。また、日本でGAP認証を取得したJAの生産部会や地域の生産者団体のGAP導入の体験を通して、日本農業に相応しいGAPとその導入について学びます。多くの方が参加され、熱い論議を期待しています。



田上隆一

【お知らせ】『適正農業管理「GAP」導入シンポジウム』

第20回食・農・環境の情報ネットワーク全国大会

《適正農業管理が日本農業を救う》 -産地で取り組むGAPの導入-

開催日 2009年3月9日(月)～10日(火)
 開催場所 文部科学省 研究交流センター(国際会議場)
 〒305-0032 茨城県つくば市竹園 2-20-5 電話: 029-851-1331

主催 農業情報学会、GAP普及センター
 共催 東京農工大学 生存科学研究拠点
 後援 社団法人日本農業法人協会
 受講料 (資料代) 主催団体の会員: ¥10,000、一般: ¥15,000、学生: ¥3,000

3月9日(月)【GAP導入シンポジウム】

- ◇「食の安全と持続的農業のために」
大会実行委員長 永木正和(筑波大学大学院生命環境科学研究科教授)
- ◇「適正農業管理が日本農業を救う -GAPの意味と地域農業の発展-」
田上隆一(株式会社AGIC)
- ◇「EUの環境・農業政策とGAP -健全で美しい地域づくりを背景に-」
千賀裕太郎(東京農工大学農学部 地域生態システム学科 教授)
- ◇「栃木県GAP精度向上のための実態調査結果について」
日野赤彦(栃木県農政部生産振興課)
- ◇「農協の営農指導とJGAP団体認証の取得について」
栗原敏彦(JA新田郡 園芸部園芸振興課長)
- ◇【総合討論】「GAP導入の現状と課題」
座長: 石谷孝佑(GAP普及センター顧問)
田上隆一、千賀裕太郎、日野赤彦、栗原敏彦、他

3月10日(火)【GAP導入講座】

- ◇【GAP導入の現状報告】
高橋広樹(㈱農業法人みずほ) 本田量規((有)サンワアグリビジネス)
藤田正三(茨城中央園芸農業協同組合) 高橋昭博(JA うつのみや) 他
- ◇【GAP導入の技術的課題】
-団体で取得するGAP認証-
指導機関からのアドバイス(株式会社AGIC 田上隆一)
審査機関からのアドバイス(ムーディー・インターナショナル・サーティフィケーション株式会社 内田修一)
- ◇「GAP導入の実務」
-農場管理システムの構築-
組織構成の整理 生産者農場指導の準備(GAP普及センター代表 田上隆多)
農場管理マニュアルの作成 GAPトレーニングの実際

■【GAP相談コーナー】GAP普及センター

案内と申込	http://gapcenter.jp/conf/index.html
連絡先	大会事務局 電話: 029-861-4900 E-mail: info@gapcenter.jp

《日本が取り組む GAP の意義》 『連載第 4 回』

「生産者が管理するポイント」

1. 関連する項目を一括管理

JGAP は、第 2 版で審査項目を適正農業管理の目標ごとに A、B、C、D で括って単純な章立てにしました。

「A. 農産物の安全、①農薬、②肥料、③土壌の安全、④水の安全、⑤種苗の安全、⑥収穫、⑦農産物の取扱い施設」、「B. 環境への配慮、⑧水の保全、⑨土壌の保全、⑩周辺地への配慮、⑪ごみの削減とリサイクル、⑫エネルギーの節約、⑬野生動植物の保護」、「C. 生産者の安全と福祉、⑭作業者の安全、⑮従業員の福祉」、「D. ⑯記録の管理、⑰自己監査、⑱販売管理とトレーサビリティ」

EUREPGAP の規準が、「販売業者が、購入した商品から農場へと遡って、農場の記録を元にその農場が適正な管理をしていたかどうかを確認するという視点」であるとするれば、JGAP の規準は、「生産者が、消費者に信頼される適正農業管理を行うために、どの課題についてどの様な点に気が付いたら良いのかを確認する視点」であるといえます。少なくともそのようなつもりで JGAP 第 2 版を作成しました。

EUREPGAP 規準と JGAP 規準で、形式的に最も異なるのは、EUREPGAP では個別に確認している審査項目を、JGAP 規準では関連する審査項目を一つにまとめて合格基準にしていることです。

例えば EUREPGAP 規準では、農薬の使用記録に関する「必須項目」として、①作物名と品種名が記録されているか、②散布場所が記録されているか、③散布日が記録されているか、④農薬の商標名と有効成分が記録されているか、⑤最初の収穫可能日が記録されているか、などがある。また、「重要項目」として、①農薬を散布した作業者名が識別されているか、②散布の正当性を示す根拠が記録されているか、③散布の専門的な認可が記録されているか、④散布した農薬の量が記録されているか、⑤使用した散布機械が記録されているか、などで、合計 10 項目あります。



これに対して JGAP では、管理項目として「農薬散布を適切に記録していますか」という 1 項目にして、それに対応する適合基準で「農薬散布について下記の項目を記録している」として、①対象作物と品種、②散布場所（圃場の名称）、③散布日、④農薬の商標名と有効成分、⑤散布量（加えた水の量と投薬量）、⑥作業者名、⑦農薬散布の根拠となった病

害虫や雑草、⑧散布機と散布方法、⑨使用時期（収穫前日数など）」とまとめています。

この形式は、農薬の保管に関しても同じで、EUREPGAP 規準が 8 項目であるのに対して JGAP 規準は 1 項目です。農薬の空容器の取扱いに関しても同じであり、EUREPGAP 規準が 9 項目であるのに対して、JGAP 規準は 2 項目です。その他、肥料などの保管や取扱い、農産物の取扱い、衛生管理や環境保全対策など、その他全てに関して同様ですから、生産者にとっての管理項目数は、EUREPGAP 規準に比べて JGAP 規準は少なくなりました。



2. 対象項目ごとの一括管理

また、EUREPGAP 規準では、農産物管理の段階ごとにリスク管理を確認していますので、作物に使用する農薬は作物の生育段階で、ポストハーベスト農薬（収穫後に使用する農薬）は収穫後の農産物取扱いの段階で確認をしています。作物の農薬もポストハーベスト農薬も確認する内容は同じです。①農薬の選択、②農薬の使用記録、③農薬の保管と取扱いなど、全く同じ内容についてそれぞれの段階で確認しています。

第三者が農場のリスク管理が適正かどうかをチェックするためには、作業のプロセスごとの確認が必要ですから、同じ管理内容の項目でも当然各段階で実施することが必要です。その点 JGAP は、GAP を実施する生産者が効果的に管理し易いように、管理の対象であるリスクごとに取りまとめました。その結果、JGAP 基準では「農薬とポストハーベスト農薬」のリスク管理として、共通の管理項目を一つにしたため、管理項目数は EUREPGAP 規準に比べて圧倒的に少なくなっています。

GAP の作成目標③の「一般的な農場で管理ができる」GAP にするためには、生産者が第三者の審査を受けることに重点をおいた受身の姿勢ではなく、GAP 規準を農場管理の主体的課題として捉えることができる GAP にすることが必要です。そのために JGAP 規準は、農業生産工程の順に課題のポイントを指摘するのではなく、生産者が自らの意思と自らの方法でリスク管理に取り組むことを期待して管理項目の順序を決めています。その意味で JGAP は、適正農業管理のために必要なポイントをしっかり押さえて、生産者の事務的な負担を減らしているといえます。

ただし、JGAP 規準の形式は、審査する視点からみれば EUREPGAP よりも厳しい条件になっています。例えば、EUREPGAP 規準では「農薬の使用記録」の審査項目が 10 個、5 個は必須項目で、残りの 5 個は重要項目です。審査の判定基準は、必須項目は 100%、重要項目は 95% が適合してはじめて合格ですから、生産者は「農薬の使用記録」についての要求項目が完璧でなくても、重要項目の不適合率が 5% 未満なら問題はありません。ところが JGAP では、「農薬の使用記録」の管理項目が 1 つで、しかも必須項目ですから、その適合基準に規定した 9 個の条件のうち一つでも不適合になれば、必須要件の不適合になり、審査は不合格になるのです。

田上隆一



『スペイン GAP 紀行』（連載 3）

田上隆一 ㈱AGIC (エジック)

EU の共通農業政策は 1992 年に大幅な改革が行われました。生産者が「農業・環境規則」の、①化学農薬と化学肥料の削減、②集約的生産から粗放的生産への転換、③単位面積当たりの家畜飼養密度の低減、④有機農業の導入などの目標に取り組んでいる場合に、EU と各国政府は、その生産者に対して直接支払いの所得補償を行っています。

スペインでも共通農業政策による直接支払いは、GAP への取組みを促す大きなインセンティブになっています。直接支払いの基本要件としては、「環境、人間・動物・植物の健

康、動物福祉についての19の規則・指令」を守ることが、EU共通の適正農場管理（GFP：Good Farming Practices）です。農業生産における最低限の規則であるGFPへの単一支払いは、青果物の他に、穀物、肉用牛、酪農部門へと対象が拡大されて、スペインの大半の生産農家が直接支払いを受けています。

EU共通農業政策の2000年の改革は、EU共通の規準（GFP）の基礎的要件に「食品安全、品質保証、家畜福祉」を追加しており、2000年に認証を開始したEUREPGAPのGAP規準に呼応しています。しかし、認証取得者の多くは青果物の生産者で、畜産の認証は進んでいないようです。特に、スペインのソルソーナ郡には畜産でEUREPGAPの認証を取得している生産者は一人もいないということでした。

前回のレポートで、スペイン北部カタルーニャ地方の中心地であるバルセロナ市の近く、農業地帯のレイダ県ソルソーナ郡で、家族4人で肉用鶏の生産をしているジャウメ氏を紹介しました。今回は、養豚農家のジョゼップ・マリアさんを紹介します。マリアさんは、繁殖豚250頭の施設を持ち、繁殖した子豚の多くをスペイン、イタリア、ルーマニアなどに出荷しており、その約半数は枝肉で出荷しています。取引は全てUPV社のスペイン支社を通して輸出します。種豚は3頭で、受精後の母豚は、待機舎、受胎舎、出産舎へと順次移動し、離乳後の子豚は暖房のある乳児舎、冷房のある肥育舎へと移動させます。生産は、子豚1,500頭、出産後1年半で出荷するのが約900頭です。

豚糞は約1万トン出ますが、全量を自家用に使用しているということです。耕作地は140ヘクタールあり、この他に借入地が130haあるので、肥料としての豚糞は不足しているとのことでした。合計270haで栽培した麦などの穀物は、自家飼料にはせず、全て食料で販売しています。売上金額では豚と穀物で半々とのことでした。

農場は各施設とも整理・整頓・清掃されていて大変衛生的でした。取引先がEUREPGAPに入っていないから「GAP認証には取組んでいない」ということで、他の認証農場で良く見かける農場ポスターなどは掲示されていませんでした。しかし、取引相手であるUPV社の指導により全ての施設は大変良く管理されていました。

マリアさんは、経営上の問題点として、カタルーニャ政府の衛生管理や農業環境保全に対する規制が年々厳しくなっていることを挙げていました。しかし、EUの共通農業政策では、環境保全を対象とした直接支払いを、生産要素と切り離れた単一支払い制度、いわゆる「デカップリング」にしていますので、クロスコンプライアンスとしてEU共通の規準（GFP）が求められ、その他にカタルーニャ政府が規定するGAP規準（GFP以上）を遵守しなければ、それぞれの規則・指令に固有の罰則規定で罰則が科せられるとともに、直接支払い額の減額や給付停止の処分が行われることもあります。

その他に、2010年から実施される予定のアニマル・ウェルフェア（動物福祉：檻を使用した飼育の禁止等）に当たって、施設の全面的な改造が必要となること、さらに、売り先



の事情によって GLOBALGAP などの GAP 認証が必須になれば、農場全体では大幅な生産コストの上昇になると心配していました。生産コストの上昇は、アルゼンチンから輸入されている安い豚との競争があり、大変不利になると心配していました。それにもかかわらず、マリアさんは、GAP 認証を取得する体制を少しずつ準備していかざるを得ないと考えているようでした。

『GLOBALGAP の日本語版が出来ました』

GAP 普及ニュース 1 号（2008 年 7 月）で経過報告しましたが、GLOBALGAP の青果物版がついに日本語になりました。すでに GLOBALGAP の審査員として日本人が登録されていますので、今回の GAP 規準（チェックリスト）の日本語登録により、日本語で農場の GLOBALGAP による自己検査を行い、日本の審査官から日本語で審査を受けることが出来るようになりました。

2004 年に株式会社 AGIC が JGAP を作成し、GLOBALGAP（当時の EUREPGAP）との同等性認証を取得した理由は、日本の生産者が、①分かり易い日本語の GAP 規準で、②日本の農業を良く理解した日本人の審査員で、③海外からの旅費より安い国内の審査経費で、世界的な GAP 認証を取得できるようにするためでした。

今回の日本語登録で、「GLOBALGAP の日本版としての JGAP」を作らなければならなかった問題は解消されました。輸出その他で GLOBALGAP 認証を求められる生産者は、今後は言葉の壁に煩わされることがなく認証を受けることが出来ます。

しかし、GAP 規準の個々の管理点は、要求する側の欧米の農業と文化を背景に書かれており、日本の農場で GAP を実践する視点では書かれていません。このため、生産者サイドでは管理点の文章をもう一度良く咀嚼する必要があります。これについては、このニュースの紙面で順次解説をしていきたいと思っております。

GAP 普及センターのホームページからアクセスできます。

- ・ All Farm Base
- ・ Crops Base
- ・ Fruit and Vegetables つまり青果物です。

下記の HP からダウンロードできます。

http://www.globalgap.org/cms/front_content.php?idart=147&idcat=48&lang=1&client=1

※Select Language より「Japanese」を選択

『硝酸態窒素』（用語解説-2-その①）

JGAP では、2・1・4 に「硝酸態窒素が作物に過剰に蓄積しないように努力していますか」という項目があります。新版『GAP 入門』の JGAP ガイドの項の 94 頁にその説明が書いてあります。「作物が硝酸態窒素やカドミ



ウムなどを蓄積しないようにしましょう。施肥前の土壌や生育後の作物を検査し、硝酸態窒素やカドミウムの含量を把握し、施肥設計をすることが望ましいです。」とあります。

ここで、この硝酸態窒素に焦点を当ててみると、では、「どうして硝酸態窒素を調べなければならないのか」、「どんな毒性があるのか、健康上のトラブルがあるのか」、「どのように硝酸態窒素を測定し、どのように施肥設計をしたら良いのか」ということが問題になります。

肥料を必要以上に多く投入して栽培した野菜は、硝酸態窒素が大量に含まれています。牛を放牧地に放して育てた場合、草を食べてぼっくり死んでしまう事故が1960年以降欧米で増えてきました。この原因は、牧草に含まれる硝酸態窒素による急性中毒であることが判っています。一昨年、日本でも輸入飼料で牛が死ぬ事故があり、硝酸態窒素との関連性が示唆されており、「輸入乾牧草の安全性確保について」という硝酸態窒素の量をモニターするための指示が農林水産省消費・安全局から出されています。

硝酸態窒素が動物の体内に入ると胃で亜硝酸態窒素に変わり、吸収された亜硝酸態窒素は血液中のヘモグロビンと結合し、急性の酸素欠乏症になり、死に至ります。成人は、胃酸によって亜硝酸態窒素への変化が抑制されますが、乳幼児は胃酸が弱いため酸欠になり易く、顔が青くなって死んでしまう「ブルーベビー症候群」が欧米で問題になりました。

また、亜硝酸態窒素は、肉や魚と一緒に摂るとアミン類と反応し、ニトロソアミンという発がん性物質が生成されます。そのため、ハムやたらこのような魚卵に対しては発色剤として硝酸塩の添加が規制されています。野菜と肉や魚は、食事と一緒に食べることが多いので、ニトロソアミンが生成する危険性があります。

硝酸態窒素の危険性は、

- 血液の酸素を運搬する能力が失われ、特に乳幼児が窒息死する危険性があります。
- 体内で亜硝酸態窒素に変化し、発癌性物質になる危険性があります。

発癌性物質に変わる可能性のある硝酸態窒素を大量に含んだ野菜が今も流通しています。これに対して、GAPでは、野菜中の有害な硝酸態窒素量をチェックすることと、土壌分析を行い、硝酸態窒素を蓄積しないような施肥設計をすることを求めています。

有機栽培でも、このような点を考慮しないと、安全な野菜とは言えないかもしれません。この硝酸態窒素について、私達はどのように対応したら良いのでしょうか。（つづく）

（編集局）

【農林水産省の動き】

昨年、「GAPの推進に係る情報交換会」が4回（7月、9月2回、10月）開催され、取りまとめ（案）が示されています。

http://www.maff.go.jp/syohi_anzen/gap/index.htm

（10月22日以降、ホームページは変更されていません）

【厚生労働省の動き】

平成16年度食品中の残留農薬の一日摂取量調査結果

厚生労働省では、国民が日常の食事を介して食品に残留する農薬をどの程度摂取しているかを把握するために、平成3年度から国民栄養調査を基礎としたマーケットバスケット調査方式による農薬の一日摂取量調査を実施している。具体的には、農産物のほか、加工食品、魚介類、肉類、飲料水等食品全般を対象に、これらの食品を通じて実際に摂取する農薬の量を調査することにより、国民の残留農薬一日摂取量を求めている。

平成3年度から15年度までの調査結果については既に公表しており、昨年12月末、平成16年度の調査結果の概要を発表した。

この調査は、日常の食事を介して摂取される農薬の量を推計することを目的としているため、以下のようなモデル献立を設定し、調査を行っている。

まず、食品を国民栄養調査の分類を参考として、飲料水を含めたⅠ～ⅩⅣの食品群に分類し、各食品群の中から適宜食品を選び、各地域ブロック別の食品群摂取量をもとに、それぞれの食品の必要量を市場から購入した。調理を要する食品については、通常行われている調理方法に準じて調理を行ったのち、食品群ごとに食品を均一に破碎混合し、各農薬の定量分析を行い、各食品群のその農薬の一日摂取量を算出し、これを総和することにより、当該農薬の一日摂取量を求めた。また、農薬が検出されなかった食品群については、平成3～15年度の結果と同様に、検出限界の20%の農薬が含まれているものと仮定して、その農薬の一日摂取量を推計した。

同一の農薬について少なくとも4機関により調査を行い、その平均値をもって国民の一日摂取量とした。なお、今年度の本調査において4機関の調査結果を得られなかった農薬については、平成17年度以降にも継続して調査を行うこととした。各農薬の定量分析に当たっては、公定の試験方法を参考に各調査機関において適宜試験法を選定した。

なお、国民栄養調査の分類は、平成15年度から飲料水を含め全18群に再編成されているが、経年変化追跡の観点等から、旧分類をもって本調査を実施している。

【調査の結果】では、いずれかの食品群において検出された農薬は、イマザリルとチアベンダゾールの計2種類の農薬であった。また、農薬ごとの一日摂取量とその対ADI比等を別表に示した。

今回の調査では、食品群ⅥとⅧにおいて計2種類の農薬が検出されたが、いずれの農薬についても、一日摂取量はADIに対して1%未満であり、健康に影響を与えるものとは考えられないという発表内容である。また、農薬が検出されなかった食品群については、検出限界の20%の農薬が含まれているものと仮定して、その農薬の一日摂取量を推計している。一日摂取量の推計値が、最大であるフルアジナムでもADIの20%未満であることから、今回調査の対象となった農薬については、食品を通じた摂取について、現時点において問題となるものではないと判断された。

これまでの平成3～15年度の調査結果および平成16年度の調査結果から、調査対象の農薬について、一日摂取量をADIと比較すると、現状でそれらの摂取について安全上の問題はないと考えられる。今後とも引き続き、国立医薬品食品衛生研究所食品部をはじめとして地方公共団体等検査機関と連携し、より多くの農薬について調査する等、調査内容の充実を図ることとしている。

平成16年度の国産農産物で検出割合の多かった農薬

農薬名	検出%	農薬が検出された農作物名
プロシミドン	4.03	大豆、小豆類、キャベツ、レタス、トマト、ピーマン、なす、きゅうり、その他瓜類、みかん、その他柑橘類、いちご、メロン類、 <u>人参、セロリ、みつば</u>
イプロジオン	3.18	白菜、小松菜、レタス、ねぎ、わけぎ、ゆり果野菜、人参、セロリ、トマト、ピーマン、なす、その他なす科野菜、きゅうり、おくら、未熟隠元、その他柑橘類、りんご、日本梨、もも、いちご、キウイ、ぶどう
クレソキシムメチル	3.15	ねぎ、ピーマン、きゅうり、その他柑橘類、りんご、日本なし、うめ、いちご、キウイ、ぶどう、 <u>白菜、ゆり果野菜、パセリ、その他なす科野菜</u>
クロルフェナピル	3.08	白菜、キャベツ、レタス、なす、きゅうり、りんご、日本梨、 <u>かぶ、小松菜、その他油菜科野菜、春菊、トマト、ピーマン、しろり、オレンジ、その他柑橘類、メロン類、マンゴー、ぶどう</u>
アセタミプリド	2.80	キャベツ、トマト、ピーマン、なす、きゅうり、りんご、もも、いちご、すいか、ぶどう、 <u>その他油菜科野菜、春菊、レタス、その他なす科野菜、ほうれん草</u>
オキサジキシル	2.58	<u>レタス、きゅうり、未熟隠元</u>
クロロタロニル	2.50	かぶ、白菜、その他油菜科野菜、レタス、ねぎ、セロリ、トマト、ピーマン、なす、きゅうり、しろり、その他うり科野菜、未熟えんどう、その他の果実、 <u>春菊、ほうれん草</u>
アゾキシストロビン	2.02	ねぎ、トマト、きゅうり、桜桃、いちご、ぶどう、 <u>かぶ、レタス、その他ゆり科野菜、パセリ、ピーマン、その他なす科野菜</u>
フサライド	2.00	米
フルフェノクスロン	1.83	白菜、ねぎ、なす、いちご、 <u>その他油菜科野菜、春菊、ピーマン、ほうれん草</u>
アセフェート	1.68	山芋、大根、かぶ、白菜、キャベツ、ブロッコリ、レタス、ねぎ、セロリ、トマト、なす、きゅうり、ぶどう、 <u>人参、ほうれん草、マンゴー</u>
シペルメトリン	1.56	かぶ、白菜、小松菜、カリフラワ、その他油菜科野菜、ねぎ、その他ゆり科野菜、トマト、ピーマン、きゅうり、ほうれん草、枝豆、日本梨、桜桃、いちご、柿
フェンプロパトリン	1.52	みかん、その他柑橘類、りんご、日本梨、ぶどう
キャプタン	1.47	きゅうり、りんご、 <u>その他油菜科野菜、ほうれん草、</u>

		未熟えんどう、日本梨、いちご、メロン、ぶどう
テトラコナゾール	1.45	トマト、きゅうり、いちご、 <u>その他なす科野菜</u>
エトフェンブロックス	1.15	白菜、ねぎ、トマト、きゅうり、枝豆、 <u>春菊、セロリ、ピーマン、ほうれん草</u>
フェンヘキサミド	1.04	桜桃、いちご
テブフェンピラド	0.98	なす、きゅうり、りんご、日本梨、いちご、ぶどう、 <u>レタス</u>
フルジオキシニル	0.93	トマト、きゅうり、いちご、ぶどう、 <u>その他ゆり科野菜、その他なす科野菜</u>
メパニピリム	0.93	きゅうり、いちご、ぶどう

註：アンダーラインは、基準値が設定されていない青果物

マーケットバスケット調査方式とは、

国民栄養調査による食品摂取量を参考に市場で流通している農産物等を購入し、通常行われている調理方法に準じて調理を行った後、化学分析を実施し、対象となる農薬の摂取量を調べること。

許容一日摂取量（ADI）とは、

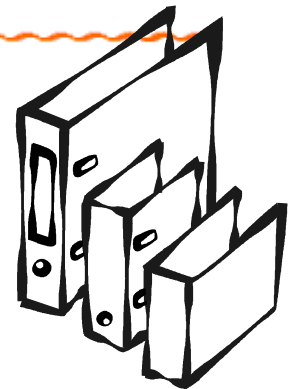
ADI（許容一日摂取量：Acceptable Daily Intake）とは、ある物質について人が生涯その物質を毎日摂取し続けたとしても、安全性に問題のない量として定められるもので、通常、一日当たり体重1 kgあたりの物質質量（mg/kg/day）で表される。

【書籍『GAP 導入』の便利な活用法】

『GAP 導入』の巻末に、GAP に関する用語が 150 ほど出ています。日頃、農業関係、GAP 関係の記事を読んでいて難しい用語が出てきた場合、用語辞典代りにお使いいただけるとと思います。ただし、あいうえお順に並んでいないので、インターネットで「GAP 普及センター」のホームページを見ていただければ、用語をあいうえお順に並べて見易くしたページがあります。これをプリントアウトして索引として使ってください。

GAP 用語については、ますます充実させていき、便利に使っていただけるようでしたら近い将来、『GAP 用語辞典』として発刊することも考えます。ご意見をお寄せ下さい。

（編集部）



【編集後記】

GAP 規範が生まれるまでには、環境保全型農業を中心とした長い歴史がある。田上氏が「良い農業」（GAP：グッドアグリ）と「悪い農業」（BAP：バッドアグリ）という言葉を使って判り易く説明されている。

「良い農業」は時代とともに変化し、かつて良いと言われた化学農薬・肥料を多投して、

品質を考えず多収のみを目指した農業も、今では悪い農業と言われている。かつて品質を良くするために化学資材を多く使った農業も、今では悪い農業になっている。今日の GAP が目指す「良い農業」は、人や動物の安全性に配慮した農業であり、環境に配慮し、品質的に優れた農産物を生産するものでなければならない。

この GAP 規範を商売の取引基準にしようと、欧米を中心に様々な簡易化された GAP が生まれ、欧州では EUREPGAP として統一され、GLOBALGAP として発展している。これが日本にも入ってきて JGAP が生まれ、商売の取引基準として使われ、同時に様々な企業・団体等の GAP が生まれている。

取引基準は商売の手段であり、企業・団体等にとって都合の良いように決められたものであり、内容的に異なっているのは当然である。これは、歴史的な経緯を踏まえた GAP 規範の示すものとはおのずと異質なものである。ばらばらな取引基準が世の中にあるからと言って、国が音頭をとって商人の取引基準としての GAP を統一しようというのは筋違いであろう。

取引基準の統一などは民間に任せ、国は日本農業の今後の発展を踏まえ、稲作を含めた日本にしか作れない「GAP 規範」を考えていただきたいものである。今後の健全な日本農業の発展のために。

(食讚人)

【目指す GAP の理念】日本の GAP は、農業生産者が自主的に取り組むものであり、審査・認証制度によって得られた信頼性を通して広く国内・国際社会に認知され、公の基準として機能させるべきものです。GAP は、農産物の安全性を確保して消費者を守り、持続的農業生産により自然環境を保全し、併せて生産者自身の健康を守るものです。

新版『GAP 入門』—食品安全と持続的農業のために—

好評発売中 定価 1995 円(税込)

ご好評により、1 月末から 2 刷になりました。

都合 5,000 部が読まれることになり、嬉しく思っています。

更に一層、GAP の取組みにお役立て下さい。

購入ご希望の方は、下記の GAP 普及センターにお申込み下さい。また、書店でも販売しています。



【好評発売中】

適正農業規範—『GAP 導入』

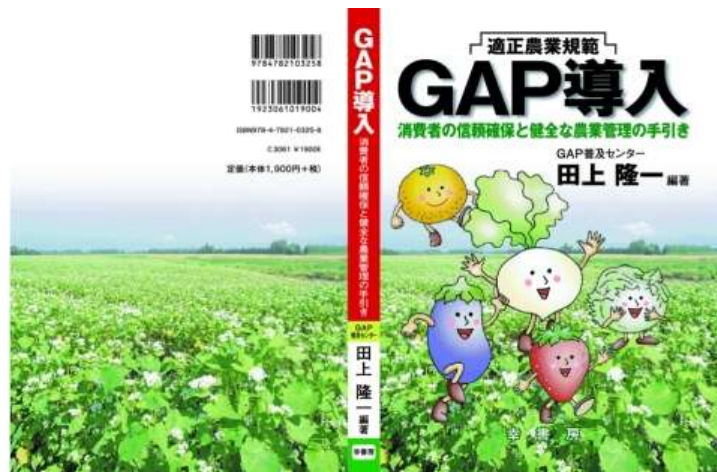
が 1 月に発刊されました。

GAP を導入するときの考え方と取組み方法などについて、普及員や営農指導員への指導実績を元に、具体的に詳しく解説しています。

購入ご希望の方は、

GAP 普及センターまでお申し込みください。
定価 1995 円（税込）

また「幸書房」の配本により、2月から全国の書店でも入手が可能になりました。



【近刊の予告】—適正農業規範—「GAP 実践事例」 予価 1995 円

現在、GAP 普及センターでは、GAP 認証を受けた団体の経験談などをまとめて、GAP 導入の「事例集」としてまとめています。これから GAP の取得にチャレンジしようとしている方々や、認証を受けた後のレベルの向上を目指している方々の参考になるものと思います。ご期待下さい。発刊は少し延びて5月を予定しています。

GAP 普及ニュースは隔月発行です（1月 3月 5月 7月 9月 11月）

「GAP ユーザーの会」会員募集

GAP 普及センターは、GAP に取組む生産者（個人・グループ）と、GAP の導入を指導する普及員や指導員への継続的なサポートを実現するために、「GAP ユーザーの会」を開設致しています。会員には、「GAP 相談サービス」、「GAP 普及セミナー」、「GAP 普及ニュース」などのサービスを提供致しております。

年会費 個人会員：1万円／団体会員：2万円・・・GAP 普及ニュース購読＋GAP 相談
購読会員：3千円・・・・・・・・・・・・・・・・GAP 普及ニュース購読のみ
いずれの会員も投稿ができます。皆様の疑問にお答えします。

問合せ先・申込み先

GAP普及センター

〒305-0035 茨城県つくば市松代 4-9-26-203 ㈱AGIC 内

☎ : 029-856-1201 Fax : 029-856-0024

E-mail : info@gapcenter.jp URL : http://gapcenter.jp/